

葛城市地域公共交通活性化協議会規約改正に係る新旧対照表(案)

旧			新		
附 則 1 この規約は、平成26年4月30日から施行する。 2 協議会設立と同時に委員となった者の任期については、第5条第1項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。			附 則 1 この規約は、平成26年4月30日から施行する。 2 協議会設立と同時に委員となった者の任期については、第5条第1項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。 <u>附 則</u> <u>この規約は、平成27年11月24日から施行する。</u>		
旧			新		
別表(第4条関係)			別表(第4条関係)		
葛城市地域公共交通活性化協議会委員			葛城市地域公共交通活性化協議会委員		
区分	委員		区分	委員	
法第6条第2項第1号の委員	地域公共交通総合連携計画作成市	葛城市長	法第6条第2項第1号の委員	地域公共交通総合連携計画作成市	葛城市長
法第6条第2項第2号の委員	公共交通事業者等	奈良交通株式会社 自動車事業本部 乗合バス事業部長	法第6条第2項第2号の委員	公共交通事業者等	奈良交通株式会社 自動車事業本部 常務取締役 乗合事業部長
		近畿日本鉄道株式会社 鉄道事業本部企画統括部 営業企画部長			近畿日本鉄道株式会社 鉄道本部 企画統括部 営業企画部長
		西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部大阪支社 総務企画課長			西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部大阪支社 総務企画課長
		社団法人奈良県バス協会 専務理事			公益社団法人 奈良県バス協会 専務理事
		奈良県タクシー協会 専務理事			一般社団法人 奈良県タクシー協会 専務理事
		奈良県タクシー協会 葛城市部会 代表			一般社団法人 奈良県タクシー協会 葛城市部会 代表
		道路管理者	奈良国道事務所 副所長 奈良県高田土木事務所 所長 葛城市都市整備部 部長		
法第6条第2項第3号の委員	公安委員会	奈良県高田警察署 交通課長	法第6条第2項第3号の委員	公安委員会	奈良県高田警察署 交通課長
	市民又は地域公共交通の利用者	葛城市区長会 会長 副会長		市民又は地域公共交通の利用者	葛城市区長会 会長 副会長
		葛城市商工会 局長			葛城市商工会 局長
		葛城市寿連合会 会長			葛城市寿連合会 会長
		葛城市民生児童委員連合会 会長			葛城市民生児童委員連合会 会長
		葛城市議会 議長 総務建設常任委員会 委員長			葛城市議会 議長 総務建設常任委員会 委員長
	葛城市が必要と認める者	近畿運輸局 近畿運輸局奈良運輸支局長 奈良県県土マネジメント部 地域交通課長		葛城市が必要と認める者	近畿運輸局 近畿運輸局奈良運輸支局長 奈良県県土マネジメント部 地域交通課長
		奈良県交通運輸産業労働組合協議会 事務局長			奈良県交通運輸産業労働組合協議会 事務局長
		葛城市社会福祉協議会 局長			葛城市社会福祉協議会 局長